除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第４号

名古屋市南区岩戸町14番22号
申立人　株式会社名濃
代表者代表取締役　加藤　善久
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月３日
平成26年10月６日　東大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＰ78220
金額　1,330,938円
支払期日　平成26年10月10日
支払地　大阪府八尾市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行八尾駅前支店
振出日　平成26年５月12日
振出地　大阪府八尾市
振出人　株式会社西村機械製作所　代表取締役　西村　元樹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号

大阪府東大阪市中野１丁目13番10号
申立人　有限会社スタッドラインファスナー
代表者取締役　西川　博文
権利を争う旨の申述の終期　平成26年９月24日
平成26年10月３日　和歌山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ60064
金額　988,260円
支払期日　平成26年６月30日
支払地　和歌山県和歌山市
支払場所　株式会社第三銀行和歌山支店
振出日　平成26年３月31日
振出地　和歌山県和歌山市
振出人　橘電装工業株式会社　代表取締役　橘　真人
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号

広島県福山市瀬戸町長和1607番地
申立人　有限会社サプライおおむら
代表者代表取締役　大村　武徳
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月20日
平成26年10月３日　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｒ66596
金額　290,000円
支払期日　平成25年10月31日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社広島銀行福山営業本部
振出日　平成25年６月28日
振出地　広島県福山市
振出人　富士建設株式会社　代表取締役　三宅　孝一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号

香川県高松市一宮町744番地１
申立人　株式会社日進機械
代表者代表取締役　田中　忠好
申立人代理人弁護士　山下　照樹
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月３日
平成26年10月６日　四国中央簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＡＰ02961
金額　1,311,102円
支払人　イトマン株式会社
支払期日　平成26年８月28日
支払地　四国中央市
支払場所　株式会社伊予銀行川之江支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　白地
引受人　イトマン株式会社　代表取締役社長　伊藤俊一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第７号

福岡県春日市紅葉ケ丘東10丁目123番地１
申立人　有限会社信栄技建
代表者代表取締役　吉弘　信幸
権利を争う旨の申述の終期　平成26年９月25日
平成26年10月２日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＹ56584
金額　100,000円
支払期日　平成25年９月10日
支払地　福岡市
支払場所　株式会社福岡銀行本店
振出日　平成25年５月10日
振出地　福岡市博多区住吉４丁目３番２号
振出人　上村建設株式会社　代表取締役社長　上村　秀敏
受取人　有限会社信栄技建
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第４号

熊本市南区平田２丁目15番９号
申立人　株式会社本田設備
代表者代表取締役　本田　英二
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月３日
平成26年10月６日　熊本簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＢ61081
金額　2,430,000円
支払期日　平成26年10月27日
支払地　熊本市
支払場所　株式会社肥後銀行本店営業部
振出日　平成26年６月16日
振出地　熊本市
振出人　株式会社上田商会　代表取締役　上田　修司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２６３号

岩手県奥州市江刺区稲瀬字佐野14番１号
債務者　東北化製事業協同組合
代表者代表理事　武内　勝治
１　決定年月日時　平成26年10月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　三郎
４　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９７３号

京都市南区吉祥院池ノ内町56番地
債務者　有限会社松山工作所
代表者代表取締役　松山　富夫
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高山　博司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６号

三重県四日市市塩浜本町２丁目11番地
債務者　有限会社稲垣組
代表者取締役　稲垣　誠司
１　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前10時
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３７０５号

大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―603号
債務者　吉田　淳一
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　功武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部